

議案第106号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

杉並区立杉並第十小学校温水プールに係る使用料について、子どもの個人利用の場合を免除する等の必要がある。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和61年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中各号列記以外の部分中「区」を「杉並区（以下「区」という。）」に改める。

第11条第1項第1号中「杉並区（以下「区」という。）」を「区」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）であつて、次のいずれかに該当するものが使用（7月1日から9月10日までの間における使用を除く。）するとき 免除

ア 区内に住所を有する者

イ 区内の事務所若しくは事業所に勤務する者

ウ 区内の学校に在学している者

第11条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による使用料を減額した後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第11条第1項第9号の規定による使用料の免除に係る承認に必要な準備行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の第11条第1項第9号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(条例第2条第2項の教育委員会規則で定める団体)</p> <p>第10条の2 条例第2条第2項に規定する教育委員会規則で定める団体は、別に定めるところによりあらかじめ杉並区(以下「区」という。)に登録されている団体のうち次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第4条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区が自ら行政目的のために使用するとき 免除</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 児童(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)であって、次のいずれかに該当するものが使用(7月1日から9月10日までの間における使用を除く。)するとき 免除</p> <p>ア 区内に住所を有する者</p> <p>イ 区内の事務所若しくは事業所に勤務する者</p> <p>ウ 区内の学校に在学している者</p> <p>(10) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第1項の規定による使用料を減額した後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。</p>	<p>(条例第2条第2項の教育委員会規則で定める団体)</p> <p>第10条の2 条例第2条第2項に規定する教育委員会規則で定める団体は、別に定めるところによりあらかじめ区に登録されている団体のうち次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 条例第4条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 杉並区(以下「区」という。)が自ら行政目的のために使用するとき 免除</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2及び3 略</p>